

監査委員告示第8号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年3月31日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

令和4年度定期監査（共通課題）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査期間

令和4年6月1日（水）から令和5年3月23日（木）まで（予備調査含む）

2 監査対象

（1）令和4年度共通課題

補助金等の交付事務の執行について

（2）監査対象

令和3年度に交付実績（ただし、予算科目について、節で「負担金、補助及び交付金」、細節で「補助金」又は「交付金」に属するものとする。）のあった全ての市補助金等を監査対象とした。

なお、補助金等の定義については、「木津川市補助金等の交付に関する規則」第2条に規定される補助金等とした。

《監査対象の補助金等交付概況》

①補助金等交付要綱の本数	93本
②交付実績のあった事業数（※財務会計システム上の事業予算数）	71事業
③交付実績のあった補助金等の種類（※予備調査に基づく集計）	125件
④交付実績の総額	10億2,483万7,835円

《木津川市補助金等の交付に関する規則抜粋》

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 交付金
- (3) 利子補給金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金

3 監査対象部局

監査対象部局については、個別の補助金等の交付要綱を所管する次の1局21課を対象とした。

市長直轄組織：人事秘書課

マチオモイ部：学研企画課、観光商工課、農政課

総務部：総務課、危機管理課、財政課

市民部：国保年金課、人権推進課、まち美化推進課

健康福祉部：社会福祉課、高齢介護課、健康推進課

建設部：建設課、管理課、都市計画課

上下水道部：下水道課

教育部：学校教育課、こども宝課、社会教育課、文化財保護課

議会事務局

4 監査目的

補助金等については、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されている。

本市においても、公益性の観点から多くの事業に対して補助金等が交付されており、市の施策を推進する上で重要な役割を担っている。

また、補助金等は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるとともに、その原資は、税金その他の貴重な財源であることから、適正な事務執行が求められる。

そこで、補助金等の交付事務が公正かつ適正に執行されているか、また補助金等が有効に活用されているかなどについて、補助金等の交付実態を把握し、補助金等の効果的な活用や交付事務の改善に資することを監査の目的とした。

5 監査方法

監査対象の補助金等について、その事務の執行状況を確認するため、書面による予備調査及び審査をした上で、担当課から直接、聞き取る必要があると判断した補助金等に関し、定期監査において、担当職員に補助金等の交付実態について聞き取り等を行い、監査を実施した。

6 補助金等の交付事務について

(1) 補助金等の制度概要

補助金等の支出は、地方自治法第232条の2「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

公益上の必要が認められる場合に該当する事業等は、不特定多数の利益の増進に寄与する事業・活動等であることに加えて、行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものである。

この公益上の必要性に関して、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは地方公共団体の長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（行政実例昭和28年自行行発第186号）」とされているように、公益上の必要性を判断するための確立した基準は存在しないが、市長の裁量権の逸脱や濫用があった場合は、違法な補助金等の支出となることに留意する必要がある。

補助金等は、行政が公益性を認めた特定の事業・活動等の増進を図るための財政支援に限定されていることから、「公益上の必要性」の有無を判断し、著しい不公正や法令違反がないよう、適正に交付事務を執行することが重要である。

加えて、補助金等の支出行為は、税金をはじめとする貴重な財源によって実施されるものであることから、補助金等の交付決定に際しては、補助金等の交付申請をしようとする事業者だけでなく、広く市民に対して、補助金等の対象範囲や算定方法などを客観的に説明する必要がある。

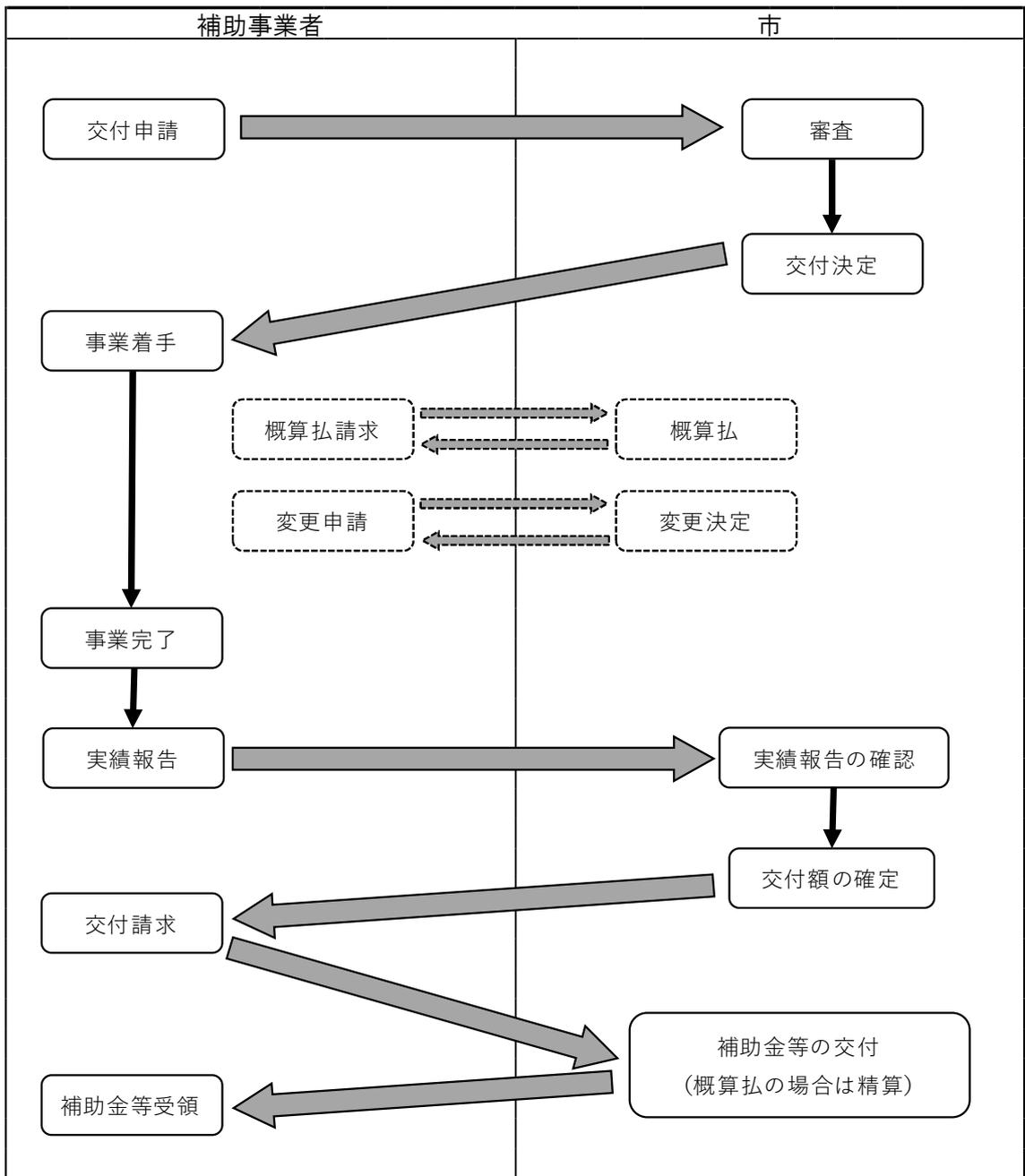
(2) 本市の補助金等の交付に係る規定

本市においては、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年規則第36号。以下「補助金等交付規則」という。）を制定している。この補助金等交付規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する共通する通則事項を定めたものであり、各補助金等の具体的内容（補助対象事業、補助対象経費、様式等）や特別な事項などの必要事項については、個別の交付要綱で定めることとしている。

(3) 補助金等の交付事務の流れ

一般的な補助金等の交付事務の流れは図1のとおりである。

図1 一般的な補助金等交付事務の流れ



7 監査結果

監査の結果は次のとおりであり、今回の監査を行った限りにおいて、全体を通じて、補助金等の交付事務はおおむね適正に執行されていた。

なお、検討・改善すべき課題等について「(6) 個別交付要綱の確認結果」に記したので、該当する補助金等を所管する担当課は検討・改善されたい。

(1) 部局別の補助金等の件数

令和3年度に交付実績のあった補助金等について、部局別の件数及び交付金額は表1のとおりで、所管する補助金等の件数が最も多いのが農政課 16 件 (18,218,273 円)、次に社会福祉課 14 件 (77,607,769 円)、観光商工課 13 件 (470,421,000 円) となっている。

表1 令和3年度の部局別補助金等の交付実績

単位：本、事業、件、円

部局	要綱数	事業数	補助金等の種類	交付件数	交付金額
市長直轄組織	1	1	1	0	0
人事秘書課	1	1	1	0	0
マチオモイ部	34	18	32	1,368	512,539,273
学研企画課	1	1	3	15	23,900,000
観光商工課	13	6	13	1,125	470,421,000
農政課	20	11	16	228	18,218,273
総務部	8	5	15	167	39,100,189
総務課	2	1	2	105	11,526,179
危機管理課	5	3	4	53	13,887,939
財政課(特会)	1	1	9	9	13,686,071
市民部	9	6	8	260	24,600,742
人権推進課	1	1	1	1	84,739
国保年金課	2	0	0	0	0
まち美化推進課	6	5	7	259	24,516,003
健康福祉部	25	16	30	1,241	184,101,284
社会福祉課	6	6	14	169	77,607,769
高齢介護課	12	5	9	10	37,631,122
健康推進課	7	5	7	1,062	68,862,393
建設部	9	8	10	46	50,274,317
建設課	3	2	2	22	45,374,937
管理課	2	2	2	20	1,574,940
都市計画課	4	4	6	4	3,324,440
上下水道部	1	1	1	35	640,000
下水道課	1	1	1	35	640,000
教育部	12	15	27	741	211,888,159
学校教育課	5	6	9	412	46,403,073
こども宝課	5	4	5	221	142,238,618
社会教育課	1	3	11	66	13,548,468
文化財保護課	1	2	2	42	9,698,000
議会事務局	1	1	1	8	1,693,871
合計	100	71	125	3,866	1,024,837,835

※要綱数については、内規も含めている。なお、1つの要綱を複数課で活用している要綱もあるため、本数は、延べ数(100本のうち6本が重複)としている。

※交付実績は、“2 監査対象”で示した予算費目による。

(2) 補助金等の性質別の状況

補助金等について性質別に区分すると、表2のとおり、「事業費補助（その他事業費補助）」が63件（50.4%）で最も多い。次に「その他（個人に対する補助等）」が21件（16.8%）、「運営費補助（団体運営費補助）」が13件（10.4%）となっている。

表2 補助金等の性質的分類

単位：件、%

区分	補助金等の種類	割合
運営費補助	17	13.6
	団体運営費補助	13
	施設運営費補助	4
事業費補助	87	69.6
	施設整備事業に対する補助	10
	借入額の利子等償還に対する補助	3
	イベント、大会等に対する補助	11
	その他事業費補助	63
その他（個人に対する補助等）	21	16.8
合計	125	100.0

(3) 補助金等の継続年数別の状況

各補助金等の交付が開始されてからの継続年数の状況を見ると、表3のとおり、合併時に統合等を行った補助金等を含め「15年以上前から」が69件（55.2%）で最も多い。次に「5年未満」が31件（24.8%）、「5年から15年」が25件（20.0%）となっている。

表3 補助金等の継続期間別分類

単位：件、%

区分	補助金等の種類	割合
15年以上前から	69	55.2
5年から15年	25	20.0
5年前未満	31	24.8
合計	125	100.0

(4) 交付要綱等の有無

令和3年度に交付した補助金等125件のうち、交付要綱の有無について、115件で交付要綱が確認できたが、内規により取り扱っているものが3件、交付要綱及び内規のいずれも無いものが7件あった。

(5) 支出方法別の状況

地方公共団体における支出は、事業完了後に支出すること（以下「通常払」という。）が原則であるが、補助金等については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条で概算払が、同令第163条で前金払による支出ができるとされている。

支出方法別の状況については、「通常払」が76件（60.8%）で最も多い。

次に「概算払」が25件（20.0%）、「前金払」が24件（19.2%）の順となっている。

《参考：概算払と前金払》

概算払	債権者は確定しているが、債務金額が確定しておらず、履行期も到来していない場合に当該債権者に対して概算により一定の金額を支払う方法。 債務金額の確定前に支払をしているため精算は必須。
前金払	債権者及び債務金額がともに確定しているものについて、支払うべき事実の確定又は履行時期の到来以前に当該債権者に対してその債務金額の一部又は全部を支払う方法。 原則、債務金額が確定していることが前提のため精算を要しない。

(6) 個別交付要綱の確認結果

各補助金等に係る個別の交付要綱に規定されている内容について、令和3年度の支出の有無によらず、全ての交付要綱及び内規、要領を対象に、次の着眼点に基づき確認を行ったところ、次のとおりであった。

《着眼点》

○公平性

補助金等の対象経費、補助率・補助単価など、補助金等の算出根拠が明確かどうかなど。

○適格性

補助金等の申請、実績報告、支払事務等が適切に定められているかなど。

①補助金等の対象経費及び算定方法の規定

補助金等の交付等にあたり、事務の透明性及び適正な執行を確保するためには、補助金等の対象経費及び算定方法を明確に規定する必要がある。

交付要綱等はあるものの、補助金等の対象経費及び算定方法を明確に規定しているとは言い難いものが14本あった。

【検討・改善を要する事項】

- 補助対象の範囲や経費について、「〇〇に要する経費全般」など、具体性を欠いている場合は、客観的に判断できるよう検討し、改善されたい。
- 補助金等の交付決定にあたり、その算定方法が具体的に記されていない場合は、単価と数量から算定する方法や補助率を設定して、補助対象経費の総額にその補助率を乗じて算定される額とする方法など、補助金等の交付額を明確かつ客観的に算出できるよう検討し、改善されたい。
- 慶弔費・交際費・飲食費等や、団体構成員相互の親睦経費など、社会通念上、税金を充てることが妥当でない経費については、要綱への規定を検討されたい。

②交付申請書及び実績報告書の様式の規定

補助金等の交付申請書（変更申請を含む。）及び実績報告書については、交付要綱等で様式を定めることで、事務処理の定型化が図られ、必要事項の記載漏れ等を防ぐなど、適正な事務執行につながる。

交付申請書の様式を定めていない要綱が9本、変更交付申請の様式を定めていない要綱が7本、実績報告書の様式を定めていない要綱が27本あった。

なお、交付申請（変更含む）や実績報告に関する項目そのものが規定されていない交付要綱もあったが、それらについては、補助金等交付規則により処理しているとの見解であった。

【検討・改善を要する事項】

- 事務処理の定型化・透明化を図り、適切な交付事務を執行するため、交付申請書（変更含む）及び実績報告書等の様式を交付要綱で定めていない補助金等は、その様式を定めるよう検討し、改善されたい。
- 実績報告書の添付書類について、補助金等の対象事業の成果や適切な経費に充当されたのか明確でない事案があったが、補助金等の額の確定にも関わることであるので検討し、改善されたい。
- 補助事業等の中には、その成果について後年度にわたり確認を要し、その結果によっては補助金等を返還することが条件となっているものもあることから、額を確定する際に留意が必要な事案があった。また、交付申請と実績報告の様式を統一して簡素化を図っている事案も見受けられた。このような特例的な取り扱いの適切性について、検討の上、必要に応じて、交付要綱を見直されたい。
- 補助金等交付規則で定める事務はあくまでも基本事項であるため、特別な事項や例外的な交付事務については、交付要綱に規定するよう検討し、改

善されたい。

③交付決定に関する規定

補助金等の交付決定について、その法的性質は契約の申込み（交付申請）に対する条件付の承諾行為と解釈されており、同時に債務を負担する行為を伴うものである。

補助金等の交付決定は、補助事業等の着手にあたり重要な書類であることから、交付要綱等にその手続等を規定する必要がある。

交付要綱で補助金等の交付決定について規定されていないものが5本あった。

【検討・改善を要する事項】

- 交付要綱において、補助金等の交付決定の手続が規定されていない場合は、規定するよう検討し、改善されたい。
- 通常、補助金等の対象事業の着手は、補助金等の交付決定後となるが、事業内容によっては、交付決定前であっても認める事案が見受けられた。やむを得ず交付決定前の事業着手を認める場合は、その是非を検討し、その取り扱いなどについて疑義が生じないように、交付要綱に規定するよう改善されたい。

④実績報告書の提出に関する規定

実績報告書は、補助金等がその目的に即して、補助対象経費に適切に充当されて執行されているかを確認するとともに、補助金等の効果検証などを行う上で必要な書類であることから、交付要綱において、その提出書類に関して具体的に規定する必要がある。

交付要綱で実績報告書の提出について規定されていないものが26本あった。

【検討・改善を要する事項】

- 実績報告書は補助金等の額の確定をする上で必要かつ重要な書類であることから、実績報告書の提出及びその期限等に関する事項が交付要綱に定められていない場合、規定するよう検討し、改善されたい。
- 補助金等の交付決定額を超えた事業執行に対し、実績報告により増額精算し、補助金等の額の確定をしている事案が見受けられた。交付決定額の増額変更は、軽微と言えず、重大な変更該当することから、変更交付申請・変更交付決定の手続を行い、適切な予算執行となるよう、見直されたい。

⑤補助金等の交付又は請求・支払方法に関する規定

補助金等の交付又は請求に関する事項は、補助金等交付規則に規定されてい

ないことから個別の交付要綱に規定する必要があると思われる。

補助金等の交付又は請求について、規定されていないものが27本あった。

また、補助金等の支出にあたっては事業完了後に支出する通常払が原則であるが、交付先の財政状況等により、事業完了前に支出する概算払や前金払を行うことができる。しかしながら、これらは支出の特例措置であり、特に前金払は、精算行為を伴わないことを前提としていることから、本来であれば市に返還される経費が戻入されないおそれがある。

補助金等の額について、事業実績に基づき補助金等の精算を条件として交付決定をしているにも関わらず、前金払として支出している要綱が7本あった。

【検討・改善を要する事項】

- 補助金等の交付又は請求に関して、個別の交付要綱に規定されていない場合は検討し、改善されたい。
- 前払金と概算払の取り扱いについて、交付要綱において、概算払の性格を有しているものにもかかわらず、前金払としているものについては、前払金から概算払に改めるよう見直されたい。
- 前金払や概算払により補助金を交付しているが、要綱に規定されていないものがある。特例的な交付が必要な場合は、要綱に規定するよう改善されたい。
- 要綱の中には「予算の範囲内において補助金を交付する」と明記されていないものがある。予算の有無にかかわらず要件を満たしたすべての交付申請に対して、補助金を交付しなければならないことになるため、補助金の目的や内容によって要綱に規定するよう検討されたい。

⑥交付要綱の制定

補助金等の交付要綱は、補助金等の交付の透明化と市民に対する説明責任を果たすためにも必要である。

補助金等の交付要綱を制定していない補助金等があったが、その制定していない理由は、上部団体等の交付要綱に基づき処理しているもの、補助金等交付規則に基づき処理しているもの、交付団体が1団体のためであった。

【検討・改善を要する事項】

- 個別の補助金等の交付要綱を定めていない補助金等については、交付要綱を制定するよう検討し、改善されたい。
- 特定の団体を対象としている補助金等については、その公益性などの視点から、補助金等を交付する必要性について、整理されたい。

⑦交付先団体の事務局を所管課が行う補助金等について

補助金等の交付団体の中には補助金等を所管する担当課が交付団体の事務

局を担っている事案があったが、この場合、補助金等の交付という財政的支援に加えて、市職員が事務局として人的支援をしていることから、二重の補助と言える。

所管課が事務局を担うことで、補助事業を円滑に進めることや不測の事態にも機動的に対応できるといった利点の半面、補助金等を交付する者と活用する者が同じであることから、補助金等の交付決定や額の確定などの審査にあたり、公平性を確保するための仕組みが課題となる。

【検討・改善を要する事項】

○補助金等の交付団体の事務局をその補助金等の担当課が行う場合における、市の統一的な取り扱いについて、検討し、整理されたい。

8 むすび

今回の監査は、令和3年度に交付実績のあった補助金等（ただし、予算科目について、節で「負担金、補助及び交付金」、細節で「補助金」又は「交付金」に属するもの）を財務会計システムで抽出等を行い、必要に応じて、補助金等の交付事務担当者から説明を受けるなどの方法により実施した。

その結果は、上記「7 監査結果」で表記したとおりであるが、その内容を踏まえて、次のことを特に意見として添える。

(1) 補助金等の交付事務の適正化について

本市の補助金等の交付事務については、地方自治法、補助金等交付規則の他、国・府等の協調補助の場合の関係法を基本に、それぞれの個別事項を各交付金要綱で定めることにより、交付事務の適正化を図ることとしている。

しかしながら、今回の監査において、交付申請の時期、変更交付申請の取り扱い、概算払・前払金の処理、実績報告の確認、補助金等の額の確定・精算処理など、本来、共通した審査基準や手続きに基づき取り扱うべき事務について、それぞれの所管課の判断に委ねていることから、交付事務手続・審査基準がいまいきになったり、交付要綱の規定とは異なる運用や拡大解釈、決裁権者の誤り及び日付の不整合などの基本的な事項について、適正性に疑義のある取り扱いが一部、見受けられた。

補助金等の事務処理にあたっては、その交付額の多少に関わらず、適正な事務執行が求められることから、各補助金等の個別具体的内容以外の共通する各段階における事務処理について統一化を図り、更なる公平性・透明性の確保に努められたい。

(2) 補助金等の公益性・効果等に関して客観的な視点からの検証について

補助金等は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、定期的な評価・検証がされず、長期化・固定化することが懸

念される。補助金等の原資は言うまでもなく、市民からの税金であることから、社会経済情勢や行政需要を踏まえて、最小の経費で補助金等の交付対象事業として最大の効果が得られるよう、定期的に補助金等の適合状況を検証して、補助制度の改善や限られた財源を新たな行政需要に振り替えることが求められる。また、本市では、合併協議の際に3町がそれぞれ創設した補助金等の統合等を行っているものの、合併前からの補助金等をそのまま継続しているものも多いため、創設時から実質的な検証がされることなく、相当期間が経過しているものもある。

加えて、補助金等の交付先の団体と行政との役割分担の整理や補助要綱上は事業費補助と位置付けているものの、交付先の団体の予算・決算に占める補助金等の割合を見ると、団体の運営補助と思われる事案もあり、事業費補助と運営補助の在り方についての検証も必要である。また、補助が事業に対する補助にもかかわらず、補助金の交付を受ける団体の運営に係る収支予算書や収支決算書が添付されているものもあった。補助金が適正に事業に充てられているか確認するためにも事業に対する補助であれば、事業に係る収支予算書や収支決算書を添付するよう指導されたい。

最後に、今回の監査を通して、補助金等に対する考え方や検証などの取り組みが所管課によって差異がある印象を受けた。

そこで、市民への説明責任を果たすためにも、補助金等に対する公益性、行政関与の必要性、効率性、公平性、妥当性及び透明性などの視点を踏まえて、本市の補助金等に対する考え方や手続きを整理し、定期的に補助金等の検証・見直しを行うための統一基準をガイドラインとして取りまとめて、補助金等の定期的な効果検証と適正な事務執行に取り組まされたい。

以 上。